

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和6年12月9日（月）②

杉 並 区 議 会

## 目 次

|                        |   |
|------------------------|---|
| 議員提出の意見書及び決議について ..... | 3 |
|------------------------|---|

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

|               |                              |     |      |             |      |      |
|---------------|------------------------------|-----|------|-------------|------|------|
| 日 時           | 令和6年12月9日（月） 午後2時10分～午後2時59分 |     |      |             |      |      |
| 場 所           | 第3・4委員会室                     |     |      |             |      |      |
| 出席理事<br>（7名）  | 理 事                          | 脇 坂 | たつや  | 理 事         | 矢 口  | やすゆき |
|               | 理 事                          | 山 田 | 耕 平  | 理 事         | ひわき  | 岳    |
|               | 理 事                          | 川原口 | 宏 之  | 理 事         | 安 斉  | あきら  |
|               | 理 事                          | 松 本 | みつひろ |             |      |      |
| 欠 席 理 事       | （なし）                         |     |      |             |      |      |
| 理事以外の<br>出席議員 | 議 長                          | 井 口 | かづ子  | 副 議 長       | おおつき | 城 一  |
| 出席理事者         | （なし）                         |     |      |             |      |      |
| 事務局職員         | 事 務 局 長                      | 森   | 雅 之  | 事 務 局 次 長   | 村 野  | 貴 弘  |
|               | 庶 務 係 長                      | 田 口 | 昌 実  | 議 会 法 務 係 長 | 武 士  | 清 亮  |
|               | 議 事 係 長                      | 蓑 輪 | 悦 男  | 庶 務 係 主 査   | 渡 辺  | 翔 太  |
|               | 担 当 書 記                      | 橘 川 | 敦 江  |             |      |      |



(午後 2時10分 開会)

**脇坂理事** これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議員提出の意見書及び決議について》

**脇坂理事** まず、定例会終了後のお疲れのところにお集まりをいただきましてありがとうございます。本日の日程については、議員提出の意見書及び決議についてということで題させていただいてはいますけれども、私自身が委員長として今日理事会を招集したその経緯について、まず簡単に説明をしたいというふうに思います。

まず、今回の件ということで、どの件かということになりますと、議員提出議案が今回本会議場の中で採決をされ、可決、成立して、意見書が出されるということになりました。これにつきましては第3回定例会から継続して続いていたというものになりますけれども、皆さんも御承知のとおり、この意見書につきましては、本来私たちが有している意見書のルートとは違ったプロセスのものであったという認識を私は持っています。こうしたことを考えていくときに、つまるところ議会運営の申し合わせ事項ということで、今、交渉会派の幹事長の皆さんはそこの中にのっとった形で、今一緒になってこの杉並区議会を運営しているという立場にあるわけですので、その申し合わせ事項そのものが揺らぎ始めているのではないかというような危惧を抱きました。そういった中で、早急に今日は皆さんにお集まりをいただいたことによりまして、今後の議会運営の在り方等につきまして、まずは皆さんの記憶が新しいうちに御意見をいただけたらというふうに思いまして、お集まりをいただいたところでございます。

どうでしょうか、それぞれ。ではどうぞ、松本理事から、まず御発言をお願いします。

**松本（み）理事** 本日、この理事会が開催されることになった事由というのが先ほどの本会議における採決であったと思いますので、この採決のことについて一言申し上げたいと思って手を挙げさせていただきました。貴重なお時間をありがとうございます。

先ほどの議員提出議案第3号ですけれども、これは本当に私自身の、私1人の力不足であり、また努力不足なんですけれども、本会議が開会する時点で誰かのことを裏切らなくてはならないという状況をつくってしまいました。繰り返しますが、これは私自身の力不足によるものであります。

そういった中にありまして、結論としては、会派の賛否の一致というものを優先するという判断になったわけでありまして、この議運理事会の複数の理事の方に、朝、逆のことを言ったということは重々承知をしております、この理事会の開催そのもの

も含めて大変御迷惑をおかけしたということは重々承知をしております、私自身がふらふら賛成、反対迷い続けていたということによって様々な方に御迷惑をおかけしたということについて、心からおわびを申し上げたいと思います。

**脇坂理事** では、それぞれ御意見ある方、私自身は今、一応仕切り側の人間になりますので後ほどまた意見を述べたいと思いますけれども、御意見ある方はお願いしたいと思います。

**矢口理事** ちょっと基本的なところからお伺いしたいんですけれども、これは誰に聞けばいいのかというところもあるんですが、そもそもこの議会の運営申し合わせ事項、これは何でしょう。誰に聞けばいいんですか。

**脇坂理事** これは事務局に答えていただいていいと思います。

**矢口理事** 事務局、ではお願いします。

**議事係長** SideBooksにも電子データで申し合わせ事項をお配りしているところですが、表紙の裏側に一応申し合わせ事項の説明がございまして、そこを読みますと、この申し合わせ事項は、議会運営を的確かつ円滑に行うことを目的とし、議会運営に関し、会議規則等に記載のないものについて、杉並区議会におけるこれまでの慣例等を明文化し、平成26年3月に議会運営委員会の了承を得て作成したものであると、一応そういう説明書きを公式には述べているということになります。

**矢口理事** 今お伝えいただきましたとおり、杉並区議会は、この改選、令和5年の改選から新生されたわけではもちろんなくて、これまでの先達たち、先輩の議員の皆様、杉並区だったり杉並区民の皆様も含めて皆様が培ってきた歴史があると。それを会議規則の中で補えないものを、この申し合わせ事項でしっかりとフォローして、円滑かつ公正な議会運営に努めていきましょうねというようなものという認識でまずいいですかね。

**議事係長** そうですね、言葉としてはおっしゃるとおりかと思います。ただ、会議規則とこの申し合わせ事項を明確に、例えば会議規則にないことがここに書いてあるかというところ、必ずしもそうでないところ、かぶってくるところもありますので、一概にはちょっと申し上げにくいところもございます。個別の案件になりましたら、その辺は具体的にはお答えできるかと思いますが。

**矢口理事** 全部を網羅しているわけじゃないんだけれども、議会の運営を円滑に進めていくための一つフォローしていくような申し合わせの事項であると。

これはどれだけの拘束力というか、申し合わせ事項をみんなで守っていきましょうねというのはこれまでやってきていると思うんですけれども、これに縛られている、これをしっかり守ろうとしているのは誰なんですか。この申し合わせ事項を守ろうよと言っ

ているのは誰ですか。

**事務局次長** これはあくまでも議会運営委員会の皆様の決定事項ですので、皆様で決めて、皆様で守っていこうというふうな申し合わせになっていると思います。

**矢口理事** 皆様というのは議会運営委員会に出ている会派、つまり交渉会派ということですよ。交渉会派の皆さんは、この議会運営申し合わせ事項を守っていきながら議会運営を円滑に進めていこうということです。なるほど。

ちなみに、その議運以外の、交渉会派以外の方々は、この申し合わせ事項はどういうふうな捉え方をしているのでしょうか。

**議事係長** ちょっと私の立場でお答えしにくいところですが、今まで確かに慣例的に積み上げてきたものですので、この議会運営委員会に所属しない方につきましてもそれを尊重して、そのルールの下、運営の中に参加してきているというところはあるかと思えます。ただ、人によっては、これはいわゆるこの理事会、議運に参加していない議員にとっては、そもそもそこに対して決定権は当初からないということで、そういう捉え方をされている議員の方もいらっしゃるのかなと思っております。

**矢口理事** ちょっとすみません、話がそれましたが、もう1回元に戻すと、改めてこの議会運営申し合わせ事項というのは、脈々と受け継がれてきた議運会派、つまり交渉会派で議会運営を正常に、円滑に進めていこうというような、ある意味内部的なルールというか、そういうふうなものであると。改めて改選後、こちらの議会運営申し合わせ事項をどのようなプロセスで確認して、改選後ですね、令和5年の5月以降、この議会運営申し合わせ事項というのはどのようなプロセスで合意が得られているのか、それって分かりますか。

**議事係長** 改選後ということになりますと、一応新人議員の研修会の中でこの申し合わせ事項があります。電子データでSideBooks、まだ見れている状態ではないですが、ここにありますので、細かいことが運営に関して書いてありますので御確認をお願いしますということで、新しい議員の方には説明の機会はそこにはありますが、あと、その都度事務局に問合せのある御質問等は、会議規則、委員会条例あるいは議会運営はここに書いてありますよというような形で御説明することはございます。

**矢口理事** 議運会派、例えばその幹事長メンバーだったりとかには、改選後共有とかは特にはされていないですか。

**議事係長** 改めて御説明することはございません。ただ、部分的に改正のときは理事会、議運の議案になりますので、申し合わせ事項のここを改正しますということで議題として御説明していくと。それが修正が可決すると、また新しい状態で皆様に周知をすると

いうことはやっているかなと思います。

**矢口理事** では、改めて改選後にこの議会申し合わせ事項をだっと皆さんに、SideBooksには入っていますが、配って一から説明するようなことはなくて、脈々と流れのとおり、こういうのがあるからこれでやっていきましょうねというのが暗黙の了解で、議会運営の交渉会派のほうにはされているというふうな認識でよろしいですか。

**議事係長** ここにいらっしゃる理事の幹事長さん方がそういう認識でしたら、そういうことになるかなと思いますが。

**矢口理事** そうしますと、それで3ページの第7のところに、意見書、決議に関して、「意見書、決議は、委員会での決定によるものと、理事会で全会一致となったものを提出することができる」と、今コピーもいただきましたけれども、こう書いてあるんですけども、今回の議提第3号というのはこのようなプロセスは得ていないというふうに考えるんですけども、いかがでしょう。

**議事係長** これは結果からということをお願いしますと、4定の都市環境委員会で委員会審査の結果を受けて本会議に出てきているということで、3定のときはこちらの文言とそこがあるのではないかという御意見は3定のときはいただいておりますが、今、4定の時点からすれば、委員会の決定に基づいて本会議のほうに提出されているという読み方はできるかなと思います。

**矢口理事** でも、「意見書、決議は、委員会での決定によるもの」、もしくは、委員会の決定は不採択になっていたと思いますけれども、「理事会で全会一致となったものを提出することができる」と書いている。交渉会派である議運メンバーは基本的にこの申し合わせ事項に沿って議会運営をしていこうという中で、今回、松本さんのほうが反対をしたというのは、そもそもこの申し合わせ事項に書いてあるものにはすぐわない、のっっていないというふうに思うんですけども、これは松本さん。

**松本（み）理事** 今、改めて一とおりの経緯も含めて整理をしていただいて、矢口理事の御指摘はもっともだなということを感じました。今後のことについては真摯に考えていかなくてはならないということは、今改めて強く感じているところです。

**山田理事** 「委員会での決定によるもの」というところについて、私たちの会派も基本的に松本理事と同じ採択の姿勢を取っていますので、松本理事がどうのというよりは、あそこでこの理事会とちょっと違う動きをした、立憲さんもそうですけれども、そのあたりも含めて検討したほうがいいのかと思うんですけども。そもそも少数会派の方々が議員提出議案という形で意見書というふうにやるプロセスは、特段問題ないというふうに私は思っているんですね。この申し合わせ事項にはない手続ですけども、それは



法的には問題はない手続だったのかを確認したいのと、「意見書、決議は、委員会での決定によるもの」ということで、前回、第3回定例会で、そもそもそのプロセスがない状態でこのまま本会議にかけられるのはどうなのかということで都市環境委員会に諮られた経過があると思うんです。私たちは、その都市環境委員会で1回その審査を行われたということで、こういうプロセスについて明確にいろんな形で取り決めがない状態ですけれども、それを通ったものだというふうに認識をしているんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか、確認します。

**議事係長** 会議規則上の規定がどうなっているかということをもまず御説明しますと、会議規則の第12条議案の提出の条文に当たるんですが、ちょっと長いんですが、すみません、読ませていただきます。「議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署して、あらかじめ議長に提出しなければならない」という規定になっておりまして、途中にある法第112条第2項の規定というのは、これは機関意思を決めるものではなく、例えば条例の制定、改廃、あるいは予算の減額修正であるとか、その辺、団体意思全体を決めるものについては法が112条、こちらは12分の1、4人以上という規定があります。それ以外については、今杉並の会議規則には条件がありませんので、基本1人でも提出できます。例えば、標準会議規則あるいは他議会の例、ちょっと今細かくどこがどうかというのは御説明できないんですけれども、法112条以外の提出について、例えばほか何名の連署が必要だと、例えば1人ではなく複数賛同を得なければ提出できないという、そういう会議規則にしていることもございますし、そういう条件のつけ方はございます。ただ、杉並区議会としては今そういう規定はないので、1人でも出すことができます。

直近の例ですと、令和2年に前区長の間責決議の、これは決議ですけれども、お一人で出されておりますし、年代が、すみません、ちょっと前だったか後だったかあれなんです、お二人の提出でしたけれども、たしか武蔵野市長の住民投票条例の反対意見という、これも決議でしたけれども、こちらは2人で、いずれも非交渉会派の方が提出して、その時点では今回のような議論はなく、そのまま本会議で提案説明を受けて、質疑して、討論、採決、そういう経過をたどったケースはございます。

ちょっと古い例を、遡ればもう少しありますけれども、今のところ、この辺が問題にされたことはなかったかなとは思われます。

あとは、すみません、後半のほうの質問がちょっと難しい質問だったような気はするんですけれども、細かいところがちょっと今。御質問の趣旨をもう一度、すみません、言っていただけるとお答えできるかもしれないですが。

**山田理事** 前回、その申し合わせのプロセスと異なる形で議員提出議案というものが出されたときに、都市環境委員会に1回、その委員会で審査をするというプロセスを1回経たことになったと思うんです。それによって私としては、今まで、理事会の場合は基本的にこの理事の間でやり取りをしながら意見書というものを固めていくというプロセスはあると思うんですけれども、それが無い場合に、一度その委員会で審査をすることによって、一段階その審査をするという工程を経たのかなというふうに私どもは理解をしたところなんです。申し合わせ自体にはそこまで細かい規定がないので、今回そういう形で私たちの会派の賛否も考えたという経緯があるんですけれども、そのあたりについて、何か規定としてこの申し合わせにそこまで細かいことが書いてあるものではないということですよね。そのあたりについて確認したいと思います。

**議事係長** この点……。

**安斉理事** 私がたまたま所管している委員長ですので、山田理事からいろいろお話がありましたけれども、あくまでも今回の話は提出者の方、複数名の方による議員提出議案ということで議案なんですよ。陳情とかではないので、議員提出議案ですから、それを断る理由もないということで審査をさせていただきました。ただし、3定ときには継続審査ということで、山田理事も内容を読んでいただくと、非常に専門的な話もありましたので、出されて間もないということで、ある委員の方のほうから、これについてはやはりもう少し認識を深めていかないと、軽々に議会としてこのことがいい、悪いという話にはならないでしょうということで、3定の中では継続審査ということになりました。

私のほうも議会事務局のほうと相談をしまして、まず取り上げないという前提にはないので、やらなければいけなかったということで、これは直ちにやったということがまず1つと。今回4定でまた取り上げましたけれども、これあくまでも議提なので、議提をずっと先送りすることが果たして正しいのかということは議会事務局のほうとも相談をさせていただいて、やはり審査をしなければいけないということで審査をさせていただいて、一定の結論が委員会の中で出て、そして、それに基づいて本会議で今日改めて委員会でも採決しましたけれども、手続上本会議でも手続ということになって結論が出たという話なので、事務局が答えるというか、私が委員長として事務局とやり取りした中では、直ちにやはり審査をして結論を出していくというのが出された議員の方たちへの正当な権利でもありますしね。それに対して、正当な権利を行使しているので、それについて結論を出してあげるといったようなプロセスをさせていただいたということでございます。

以上です。

**山田理事** よく分かりました。やはり議提ですので、継続になったとしても、すぐ次の定例会で審査をするというのはこれまで行われていたプロセスだと思うんですね。今回そういう形で、この申し合わせには厳密になかったようなことが発生したときに、やはり委員会での審査というプロセスを経て上がってきた議案だと思っていますので、その点で言うと、現実的な対応に申し合わせを切り替えて合わせていくということが必要なことなのかなというふうに私は考えているところです。

松本理事の先ほどの表明もあったんですけども、基本的には各会派のそれぞれの政治的な判断もありますので、それについては実際問題申し合わせと現実が乖離し始めているのであれば、その申し合わせについてどこを改善すべきなのか。また、法的に問題がないものであれば、それについては粛々と改善するべきところは改善するというプロセスしかないのかなというふうに私は考えているところです。

以上です。

**ひわき理事** 私どもの会派も、今山田理事からお話がありましたけれども、ほぼ同じように考えて今回採決行動も取ったところです。安斉理事から、今3定のときの御判断の話がありました。非常に私としては的確な御判断をしていただいたなというふうに思っておりますし、その際に、今回申し合わせ事項にないイレギュラーなケースだったというふうに私も認識しているところではあるんですが、この理事会の場で委員会に付託すること自体も決めたように記憶しております。そういう形で理事会が判断をして、議運でまた判断をして、それで委員会で審議がされたということで、そのイレギュラーなケースとしてはそれに応じた判断というか対応をしたものだというふうに思っております。会派としては、議場ではそういう判断の下で採決行動を取ったというふうに認識をしております。

こういうイレギュラーなものでどう対応するかというのは難しい判断だとは思いますが、ちょっと1つ確認したいのは、ここの申し合わせ事項に書いていないケースだったということだと思うんですが、そうした中で、今までここに書いていないケースだった、あるいはここで申し合わせ事項に合わないケースとして審議をしなかったとか、そういうケースというのはあったのかどうか確認したいと思っています。

**議事係長** 私の記憶の範囲だけで申しますと、意見書で決議を出したいという形で、少なくとも会議規則のほうが、こう言うてはなんですけれども上位の規定になりますので、それにのっとっていれば基本妨げることはなく受理してと。ただ、そのときに一応申し合わせではこういう記述がありますということは、御説明はその都度していると。では、

どうすればいいのと聞かれたときに、ちょっと答えに困るようなことはありますけれども、一応申し合わせに書かれていることも触れながら事務処理はしているというところで、特段そのことによってやめますというようなことは、ちょっと記憶にはございません。

**ひわき理事** 分かりました。そうですね、審議しないわけにはいかないというのはもう大前提だと思うので、議員提出議案です。なので、いろんなケースが生じ得るのかなというのが今回ちょっと感じたことなので、どういうふうにしていくかというのはまた改めて議論をしていくということに尽きるのかなというふうに思っております。

**川原口理事** 今回は、最初、3定の本会議で都市環境委員会に付託されて、都市環境委員会で審議がなされたというプロセスですね。そのこと自体に全然不自然なところはないと僕は思っていたんですけども、この第7の「意見書、決議」というのを見ると、「意見書、決議は、委員会での決定によるものと、理事会で全会一致となったものを提出することができる」と書いてあるんですけども、誰に聞いたらいいか分からないんですけども、これは、だから提出する、しないをまずは委員会か、もしくは理事会で決定しなければならないというふうに読むんですかね。これは誰に聞けばいいんだろう。

**議事係長** こちらの規定の仕方は、遡っていくと理事会のできる前、いわゆる幹事長会と言われていた時代にちょっとこの辺の御議論があったやに聞いてはいるんですが、委員会での決定については、これはやはり今現在もそうですが、請願、陳情の意見書を提出してくださいというその採択に基づいて、委員会の場で今誰が提出するかというのを決めていますので、そういうケースについて請願、陳情の採択に伴う意見書、決議提出について、この委員会の決定によるものと。あと、理事会での全会一致というのは、いわゆる交渉会派の幹事長さん方の協議の結果、合意されたものを議案として出していくと、そういう過去の経緯はあったかと思います。ですので、この辺の解釈は、今現在の理事の皆様、各会派のお考えとしてどう解釈するかと。大雑把に過去の経緯からすると、その2つでこういう記載ができているというのはちょっと聞いております。

**川原口理事** 要するに、陳情、請願で決まった意見書についてのことがここに書いてある、意見書とか決議のことがここに書いてある。いきなり意見書の議員提出議案として出されたものについてはここには書いていないという解釈でいいんでしょうか。

**議事係長** 一応古い資料とかを、かなり不確かな部分もあるんですが調べた経緯で確認できたのは、そういうことでした。あと、もう一つの例になるかあれなんです、意見書決議を委員会付託した例があるかということ、恐らく今まで、少なくとも私の記憶ではなかったケースかなというふうには思います。ですので、こういった付託した例を、申し

合わせの規定として読むのか読まないのかというのは、ちょっと皆さんの御議論の中で位置づけをどうするかということにはなる余地はあるのかなと思っています。

**川原口理事** そうですね、先ほどの説明でも令和2年の区長問責決議も1名の提出者から提出されて、いきなり本会議で採決したわけですね。だから、それ以前もずっとそういう形でやってきたという、係長の記憶の中でだけでもいいんですけれども。

**議事係長** 私が調べられる限りで3例ほど、非交渉会派の方が単独で出された例は3例あったんですが、いずれも付託省略で本会議1回で決めているという例しか、ちょっと見つからなかったというところです。

**川原口理事** ということは、今回都市環境委員会に付託したというのは結構異例なこととか、初めてのことだったということですかね。

**議事係長** 私の記憶としては初めてです。議員の皆さんの御記憶として、こういった例があったという記憶は恐らくないのかなと思っています。

**川原口理事** だから、そこですね。その何かルールが取りあえず今はないということなんですかね。そういうことになるんだと思うんですけれども、どうなんですかね。

**議事係長** 会議規則に遡れば、出てきた議案については付託が原則です。ですが、これもすみません、ちょっと事例があれなんです、例えば、法定の12分の1が必要な条例の改正であったとしても、これもすみません、例がレアケースなんですけれども、議員提出の一部改正については委員会付託ではなく、付託省略で本会議で全てやっていたりしますので、多少ケース・バイ・ケースのところはあるのかなとは思いますが。この際どういう、いろんなそのときそのときの御判断があらうかとは思いますが、こういった形でやっていくのか、一定ルールをつくられるのか、その判定していかれるのか、ちょっと御協議いただくところはあるのかなと思います。

**川原口理事** 基本的には、今回のケースは会議規則にのっとって委員会に付託して、こういう結果になったということですね。一方で、申し合わせ事項にはそれについての何かルールがあるかという、これを見た限りではないということでもよろしいんでしょうかね。

**議事係長** そうですね、恐らくないと思います。一応意見書と決議の関係は、ここの申し合わせ事項と、あと会議規則、あと付託に関する会議規則の規定くらいかなと思います。

**川原口理事** 分かりました。

**脇坂理事** 私自身がもう一度冒頭にも述べたように述べますけれども、今回の問題意識というのは、そもそも意見書決議というものは提出することのハードルがとても高いものだという前提、認識というものがあります。だから、理事会でも全会一致にならなきゃ

いけないとか、委員会から持ってくる、そういった2つのルートしかなかったけれども、これは議運との申し合わせということなので、少数会派の方に関しては適用がされないから提出をされたと。その認識自体を今この場で糾弾するものでは決してないんですけれども、では、そうしたときに私自身は、その採決行動も含めて縛られるものだというふうに思っていました。自分たちが出せないんだから当然賛成することもできないだろうと、プロセス論として、そういった個人として出されてくるような議員提出議案には賛成することができないんだと、中身の問題ではないんだというような感じ方をしていたようなところでございますので、そういった意味においては、先ほど矢口理事が話をされていましたが、特に松本理事におかれましては、議長選出会派の幹事長であるということです。申し合わせを、やっぱりどうしても一番重視していかなければならない中で、そういったことに対する思いがなかったということはとても残念だということとを1点指摘をしておきます。

それと、加えてですけれども、つまるところ、この申し合わせ事項の存在そのものが理事会の手足を縛ることになっていやしないかということですよ。結局、少数会派の方たちはそういった適用されるルールがないから議員提出議案を出すことができるけれども、私たち交渉会派としては、もうこの申し合わせがある中で、これに縛られている中では自由に議案を出すこともできないと、かえって縛られているような状況になっている。加えて、少数会派から出てくるものであれば賛成をしてもいい、反対をしてもいいとかという判断がそれぞれの会派で、これの是非を今問うつもりはないですけれども、判断が生じてしまっているということになってくると、この申し合わせ事項そのものが今意味を成してないのではないかということを経験意識として感じているわけです。

そういった形でなければ、私たちだって交渉会派として、例えば各会派ごとに議案を出すことだって可能になってくるわけです。とは言っても、これまでの先達の方々がそういった議会運営はあまり好ましくないだろうと、ハードルを高く掲げることが大事なんだということで、この申し合わせがあったというふうに認識をしていますので、そういったつもりではないんですけれども、今こういった状況になってきしまうと、本当に申し合わせ事項そのものの存在意義が問われているんだということを改めて認識してもらいたいと思って、今日は理事会を招集したというような状況でございます。

コメントを求めるのも難しいですね。

**安斉理事** 脇坂理事がいろいろおっしゃっている話と関係するんですけれども、これを読むと「理事会で全会一致となったものを提出することができる」ということで、そこにくたわれているのが意見書、決議ということになっていますね、これは、文字面だけで

いくと。この「全会一致となったものを提出することができる」ということは、少なからずともこの意見書なり決議書というのは議会の総意で出すものであって、半分ぐらいの人が反対とか賛成とか二分しているようなものを人様に意見として出す、議会としての決議として出すというのは多分なじまないのじゃないかということで、先人の方たちが少なからずとも交渉会派と言っているようなところの方たちが、今で言うと理事会ですよね、全会一致じゃなきゃ駄目なんですよというようなことでハードルを設定したというふうに私は認識しているんですけれども、もしこれを解明ができるとすればなんですけれども、私の今の解釈で間違っていますかね、どうですかね。ちょっとその辺を解説していただけるとありがたいんですけれども。こんなことじゃないかと分かる範囲で。

**議事係長** 解説とまではすみません、いかないんですが。

**安斉理事** 考え方で結構です。

**議事係長** ここ最近の請願、陳情の意見書提出の採択に基づいての提出の賛否につきましては、委員会の段階で賛否が結構分かれてぎりぎりのところで採択になることもあれば、その結果、本会議の中でその結論がひっくり返って不採択になるというケースも皆さんの御記憶の中にもあるかと思います。そういったケースが最近は増えてきているので、必ずしも今、全体の議会の総意でという形で、今実績として、意見書が提出された例を見ると、少し変わってきている状況はあるのかなと思います。

**事務局長** この話を私が係長から聞いたときに、私は機関意思として出す以上は、それはやっぱりできるだけ総意を求めてこれがつくられた可能性があるのじゃないかということとは思いました。当然、機関の意思を外部に出していく上で、半分近い方が反対しているというものが適当であるかどうかという議論の上でこれが書かれたかどうかの経緯が分かりませんので今のようになっていると思いますけれども、そういう考え方というのは当然あるというふうに思っております。

ただ、今回に関しては、過去の実際に少数会派の方から出されたものを理事会で議案として処理するということを、その議事として処理するということを過去も決定した例があったということからすると、今回のものについても、ここで言うところの少なくとも理事会は通過して議事は決定していつていますので、そういう意味では、この手続にも一定数、ある意味変なんですけれども、屁理屈なんですけれども乗っかっちゃっているという形で過去の経過が生まれているのかなということも思いましたので、どちらにしても、規定は隙間があるということで生じたことだということなので、何らかの規定が皆様方で必要だということかどうか、そういったことを議論する必要性が出てきているのかなという感じではあります。

**安齊理事** 私は機関意思ということで、やっぱりあまり二分されないで、私もちょっと議会で古くなってきましたので、今までどおりやっていくのが、議会の総意として出すのが、やはり意見書決議というものはそれなりの高いハードルで、みんなが乗れて、文言修正とかいろいろ過去もしましたよね。そういうことを経て、国とか上位の機関に区議会の意思、機関意思としてやっていくものというふうに思っていました。それは一定程度、大体確認できたんですけれども、今、新しい問題が発生していますので、今後、全会一致じゃなくてもいいし、交渉会派も出すものは出しましょうよと。あとは数が集まれば、過半数集まればいいんだということを認めるか認めないかを議論するしかないのかなと思いますし。ただし、今までどおりのような形でやるのであれば、先ほど脇坂理事が言ったように、全会一致というものをもう見直すんだということになれば、内容にかかわらず、いいよ、駄目だよという。先ほど脇坂理事は内容に関係なくそれを各理事の会派が負うものだというような話をしたと思うんです。でも、今後は負わなくていいという話になれば、もうこの文言を削除してやればいいという話ですから、それを今日決めるのか、持ち帰って決めるのかとやる話で私はいいのじゃないかなというふうに思いますよね。

もう関係ないんだという話になればすっきりしますから、数を集めて、今後は、この先の未来もそういうやり方で杉並区議会はやっていけばいい話なので、簡単なのかなというふうに私はちょっと考えていますけれども、一応私はそんなふうに思いました。

以上です。

**脇坂理事** ほかに意見はございますでしょうか。

**山田理事** 本当に皆さんが言うのも、いろいろ理解もできる部分もありまして。理事会が全会一致となることによって、確かに理事会側からのアクションが非常に取りづらいついては、その賛否が拮抗していても意見書としては決議することもできますし、過去もそれがあったと思うんですね。だから、そこの線引きというのは個人にしる会派にしる、何かを出すときに1回委員会でもむというか審査をして全体での議論に付すということがプロセスとしては必要なのかなというふうには思っています。いきなり本会議に上げるのではなくて、一度そういうプロセスを経て、そこで例えば委員会に所属していない少数会派の人も委員外議員としての質疑もできるわけですし、そういうプロセスを経た上で本会議に上がっていくということが今までプロセスとしてはなかった在り方ですけども、それを今回理事会としては決めてやったというのが今のところだと思うんですね。だから、それに基づいてこの申し合わせについて見直すべきところは見直すという



ことは、私は必要なプロセスなのかなというふうには思っているのと、あと、先ほど脇坂理事が言われたとおり、確かに理事会の全会一致という文言があることによって、この理事会に所属している交渉会派は非常にそのアクションが取れないというか、がんじがらめになっているところがスタート地点というところについては、やはり少し課題もあるのかなというふうに思います。

ただ、今日この場で決めるというのは非常に重い問題だと思うんです。これについてはぜひ持ち帰って、それぞれの会派でも確認して検討したほうがいいのかというふうに考えています。

以上です。

**松本（み）理事** ちょっと私が発言するのもなんなんですけれども、この意見書提出のハードルのところなんですけれども、23区内の区議会でも、恐らくいろいろな決まり事の中でこの意見書が出てくるところが多いのじゃないかなと。自治体によってはかなり、今、話に出てきたような形でハードルの高い低いで言えば低い形で意見書提出が可能な自治体もあるのかなというような気がしております、そのあたりは情報を持っていたら教えていただきたいのと、もしなければちょっと情報提供いただけないかなということをおもっております。

**議事係長** 申し訳ございません、ちょっと他区の状況は持ち合わせておりませんが、ちょっとお時間をいただければと思います。

**安斉理事** 先ほど局長のほうからも機関意思という話でいろいろ教えていただきましたけれども、その機関意思をどうするかというのを、ちょっと松本理事のほうから他区の状況とあったんですけれども、杉並区議会ですから、我々が決めればいい話なのかなと。機関意思ということをどういうふうに我々が表現するんですかというのを、今ある48人の議員の人が考える話なので、私はあまり他区にこだわる必要はないのかなというふうには思うんですよね。何が正しいかは分からない話なので。確かに松本さんが言っている話も分かるんですけども、やっぱりそれはもう、あまり僕は23区横並びというのは好きじゃないので、我々は我々としての、議会としての、それぞれ48人が責任を持って様々な採決なり物事を決めていけばいい話だと思っていますので。その辺の機関意思というのがどういうものに当たるんだというのを、先ほど山田理事が言ったように、この場では無理なので、持ち帰って議論をして、各会派の議論をまたここに持ち寄って、機関意思とはこういうものですよというのを各会派の考え方を述べていただくのがいいのかなと。

したがって、やっぱり全会一致じゃないと駄目だという方もいるかもしれないし、も

う関係ないんだと、48で過半を取ればそれで構わないんだという会派もあるでしょうから、その確認作業が終われば、私はそれで決めればいい話なのかなと、そんな時間を費やす話でもないのかなと思っていますので。これは私の意見ですけれどもね、そういう話しかないのかなというふうに思いました。

以上です。

**脇坂理事** では、おおむね1時間程度になってきましたけれども、最後、御発言ある方いらっしゃったらお願いします。――では一旦、これはいろいろと整理が必要な話も多々ありますので、各会派に持ち帰っていただいた上で、また再度理事会を招集いたしますので、その際に御意見をいただきたいというふうに思います。

ほかに何かございますでしょうか。――よろしいですか。

では、以上で議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 2時59分 閉会)